

転出

に関連するおもな手続

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先でマイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用手続（住所変更） ※国外へ転出する方は転出前の受付窓口でご相談ください	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※暗証番号の入力が必要です		転出先の市区町村 【国外転出の方】	
	マイナンバーカードを持っていない方	転出先で申請が必要です ※国外へ転出する方は転出前の受付窓口でご相談ください	転出先の市区町村でご相談ください		市民課 市役所1階7~10番窓口	
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります			市民課 市役所1階7~10番窓口	

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・保険証の返却	国民健康保険証		市民課 市役所1階7~10番窓口	
	→修学のために転出する方		在学証明書			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先で引き続き米沢市の保険証を使う手続	施設の詳細がわかる資料（施設から渡された資料やパンフレットなど）			
	→国民健康保険に関する証明書等が必要な方 （来庁の方で該当する場合のみご案内します）	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 【※転出先へ提出してください】				
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証の返却	後期高齢者医療保険証			
	→山形県外へ転出する方	（来庁の方のみ） 負担区分等証明書などの受取 【※転出先へ提出してください】			保険年金課 市役所1階12番窓口	
	→山形県外の住所地特例に該当する施設に 転出する方	転出先で引き続き山形県の後期高齢者医療保険証を使う手続	施設の詳細がわかる資料（施設から渡された資料やパンフレットなど）			
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証			
国外へ転出する方	国民年金の任意加入	受付窓口でご相談ください				

こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続	学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください		これまで通っていた学校	
	児童手当を受給している方	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意してください			
	子育て支援医療証をお持ちの方（0歳～高校生等） ※18歳になった年の年度末まで	子育て支援医療証の資格喪失届	子育て支援医療証			
	保育所等に入所しているお子さんが転出する、 または保護者が転出する方	保育所等の退所届または教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届 ※現在利用している園を継続して利用する場合も手続が必要です	届出人の本人確認書類		子育て支援課 市役所1階14番窓口	
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更または資格喪失届 ひとり親家庭等医療証の資格喪失届	受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療証			
	妊娠中の方	米沢市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続してください			こども家庭課 すこやかセンター2階 0238-27-7550	

高 齢	介護保険証をお持ちの方 （65歳以上または要介護認定を受けている方）	保険証の返却	介護保険証			
	住所地特例に該当する施設に転出する方	・介護保険住所地特例適用届の提出 ・負担限度額認定の申請 ※後日、米沢市から介護保険証と負担割合証等を送付します	本人及び配偶者名義全ての預金通帳及び有価証券など（負担限度額認定申請）		高齢福祉課 市役所1階16番窓口	
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	介護保険証			
	紙おむつ給付券、はり・きゅう・マッサージ助成券を持っていた	各種給付券、助成券の返却	・紙おむつ給付券 ・はり・きゅう・マッサージ助成券			

障 がい	自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の住所変更 ※転出先でお手続ください	自立支援医療受給者証			
	各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障がい児養育手当、特別児童扶養手当）を受給している方	転出することを受付窓口に申出ください	受付窓口でご相談ください		社会福祉課 市役所1階15番窓口	
	重度心身障がい者の医療費受給者証をお持ちの方	受給者資格変更届または喪失届	重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方）			
	心身障がい者扶養共済加入者	心身障がい者扶養共済加入者の住所変更届、脱退届	加入証書			

税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止の異動届 ※電話またはメールでの手続も可 (詳しくはホームページをご覧ください)		上下水道部庁舎 1階 水道センター・料金窓口 0238-22-4511
	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告(軽自動車税) ※ナンバープレートの返却	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出人の本人確認書類	市民課 市役所 1階 5番窓口
	軽自動車を所有している方	山形県軽自動車協会でご相談ください		山形県軽自動車協会 023-686-3600
	250cc以下のオートバイ または 自動二輪(250cc超)を所有している方	山形運輸支局でご相談ください		山形運輸支局 023-686-4711
	国外へ転出する方	納税管理人のご相談		税務課 市役所 2階 2番窓口
	未納となっている税や料等のご相談	納付相談		納税課 市役所 2階 1番窓口

その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続	お客様の状況により手続場所が 異なります まずはお電話でご確認ください	市営住宅指定管理公益 サービス共同企業体 0238-40-8700
	ごみの出し方のご案内	ホームページで確認・データのダウンロードができます また、分別の案内冊子は環境窓口でも配布しています		環境課 市役所 3階 2番窓口
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み	料金等は受付窓口でご相談ください	粗大ごみ回収センター 0238-22-5235

Q こんなときはどうしたらいいの? 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です 実際に住み始めた市区町村にお届けください
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続が必要です 受付窓口で早急に取消の手続をしてください



992-8501
米沢市金池五丁目2番25号 米沢市役所
☎0238-22-5111
開庁(受付)時間 8:30 ~ 17:00
(土日・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

米沢市ホームページ <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

職員記載欄

【宛名 CD】 _____

【転出日】 R 年 月 日

12番 14番 15番 16番 ()

手続チェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ

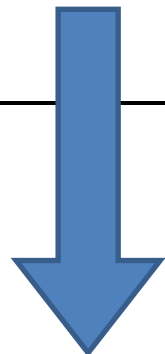
転出届

- 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

住み始めてから **14日以内**に、
「転出証明書(またはマイナンバーカード、住基カード)」を持
参して新しい住所地の市区町村役場で転入届出をしてください



関連する手続は内側にあります
必要な書類がそろわない手続は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

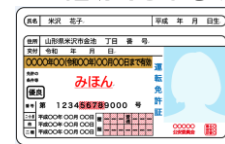
忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・年金手帳*
- ・社員証、学生証など

*年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続するときは

1. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係等により確認させていただきます。
2. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。